

1. 内国消費税等種別コードの変更

軽減税率制度導入にともない、内国消費税等種別コードを以下のとおり変更します。

		変更前仕様	変更後仕様	
適用開始日 (適用終了日)		2014年4月1日 (2019年9月30日)	2019年10月1日	
消費税+地方消費税		8%	8%(軽減税率)	10%(標準税率)
消費税	内国消費税等種別コード	F2	F3	F4
	税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	内国消費税等種別コード	A2	A3	A4
	税率	消費税の17/63(約26.9%)	消費税の22/78(約28.2%)	消費税の22/78(約28.2%)

2. 輸入申告事項登録業務(IDA.ASD)輸入申告(少額関税無税)の項目追加

- ・ 内国消費税等種別欄を追加します。
- ・ 内国消費税等種別コード
F3(8%)
F4(10%)
の入力が可能です。
(A3、A4については消費税を入力することにより自動計算されるため、地方消費税の内国消費税種別コードは入力不可)
- ・ コード入力がない場合 F4(10%)を補完します。